

令和 3 年度
第 1 回 東京都再犯防止推進協議会
実務者会議

令和 3 年 6 月 30 日（水曜日）

東京都都民安全推進本部

午前 10 時 30 分開会

○都民安全推進課長 それでは定刻となりましたので、令和 3 年度第 1 回東京都再犯防止推進協議会実務者会議を開催させていただきます。私は本日の司会を務めます、東京都都民安全推進本部都民安全推進課長の渡辺と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それではまず、東京都再犯防止推進協議会実務者会議の座長であります、斎田治安対策担当部長より御挨拶を申し上げます。

○治安対策担当部長 東京都都民安全推進本部治安対策担当部長の斎田でございます。本年度第 1 回目の実務者会議の開会にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。委員の皆さまにはご多忙のところ、本実務者会議にご出席いただき厚く御礼申し上げます。

実務者会議は再犯防止等を推進することを目的に、東京都再犯防止推進計画の重点課題ごとに開催し、重点課題に沿った議題に関して情報交換を行うとともに、支援策等を検討する場として設置しております。昨年度は新型コロナウイルス感染症が猛威を振るい、本実務者会議も書面開催を余儀なくされました。そうした中でも委員の皆さまから貴重なご意見をいただき、感謝申し上げます。我々都民安全推進本部も協議会での議論をふまえ、事業実施につなげているところがございます。現在も新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、経済活動が大きな打撃を受け、社会全体が余裕を失っている中、犯罪や非行から立ち直り、更生しようとする者を取り巻く環境は一層厳しさを増しております。

そうした者を地域社会で支援していくためには、民間協力者の活動や、関係機関・団体と民間協力者との連携が不可欠です。今回は議題として、再犯防止に携わる民間協力者の方々の活動促進等について議題に取り上げております。委員の皆さまにおかれましては、それぞれの立場・観点からご意見をいただき、ご議論のほどよろしくお願いいたします。また誰もが安全・安心を実感できる社会、誰一人取り残さない包摂性のある社会の実現に向け、今年度の協議会実務者会議において、皆さまのお力添えをいただきますよう宜しくお願いいたします。以上です。

○都民安全推進課長 それでは、次に議題に移らせていただきます。画面に協議事項 1 についての資料を表示させていただいております。それでは始めさせていただきます。今回は東京都再犯防止推進計画の重点事項の一つでございます、民間協力者の活動の促進、広報、啓発活動の推進等のための取組について議題として取り上げております。当本部からは、「再犯防

止に関する研修会等について」と題して説明をさせていただき、東京保護観察所さまからは「保護司への支援について」ということでご紹介をいただいたうえ、再犯防止の推進に向けた情報交換、支援策等の検討を協議したいと考えております。よろしくお願いたします。

それでは画面上の資料をご覧ください。研修会の開催について結果の報告に入る前に、本研修会の位置付けについて簡単に確認をさせていただきたいと思っております。当本部においては、再犯防止推進法に基づく地方公共団体の取組に関する所管局といたしまして、東京都再犯防止推進計画をふまえ、各関係機関と連携しながら必要な取組を推進しているところでございます。再犯防止のための取組の推進にあたりましては、庁内各局、関係機関、民間団体等との連携の促進、区市町村、民間協力者の取組の支援など、また広報・啓発活動、その他、国の再犯防止推進に関する取組の協力、こうしたことについて私たちの役割と認識し、事業を実施しているところでございます。再犯防止に関する研修会につきましては、民間支援機関等への支援、相互の連携強化を主要な趣旨として実施をしておりますが、関連しまして当本部で作成しております非行少年・再犯防止支援ガイドブックの作成などについても同様の趣旨で実施をしております。再犯防止に関する研修会につきましては、昨年度5月に書面開催した第1回実務者会議で取り上げさせていただき、委員の皆さまから多くのご意見を頂戴しております。改めて感謝を申し上げます。そうしていただいたご意見もふまえて、開催した結果の概要が次からのページとなっております。2ページ目でございます。こちらの研修会につきましては、一昨年度までは非行少年及び非行歴を有する若者などへの支援に関わる支援機関を対象として実施をまいりましたが、昨年度初めて犯罪歴のある成人への支援者、こちらにつきましても対象として加え、開催させていただきました。NPO法人等の民間支援団体、地域で活動する保護司、民生児童委員等、こうした方々に対して再犯防止に関する知識の習得や、支援者同士のネットワークの構築を図ること、これらを狙いとしております。昨年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、原則オンライン開催ということで、計画していた矯正施設見学、情報交換会につきましては、残念ながら中止とさせていただきます。プログラムにつきましては、基礎編、応用編というふうに分けておりまして、基礎編につきましては刑事司法の手続きの流れといった制度的なものから、しっかり理解していただけるようなもの、また、応用編につきましては、実務者会議で複数の委員の方々からご提案をいただきました、薬物からの立ち直り支援、こうしたものに焦点を当てて、より実践的な内容とさせていただきます。基礎編2回、応用編2回の計4回を

実施し、参加人数はその4回の合計で479人と想定を上回る結果となりました。その多くは保護司、社会福祉法人、地域包括支援センター職員の方々など、地域で活動する方々でございますが、そのほかにも学生、民間企業のキャリアコンサルタントなど、再犯防止の取組に関心のある方にも参加をしていただいたところでございます。基礎編の受講者からの意見、感想といたしましては、実際に支援にあたっている現場の方の話が大変参考になったといったものがございまして、枠組みの全体像を理解していただくためにも、具体的な取組事例等をうまく取り入れて説明していく必要があるという認識を深めたところでございます。応用編につきましては、保護司など現場で活躍されている方から、実際の更生保護活動の実践的な内容に近くてとても役に立つ内容だったとの意見や、今回オンラインだったけれども集合形式でグループワークなどもやってみたいといったご要望をいただきました。今年度も新型コロナウイルスの感染状況については、まだ少しところもございまして、基本的にはオンラインと考えているところでございますが、グループワーク等を通じてのネットワーク形成、受講者同士が抱える課題・情報共有を行うことの重要性というのは、認識しているところでございます。

それではページ移らせていただきます。次のページから4ページにわたって、基礎編、応用編各回の概要となっております。1枚目は基礎編の第1回目基礎編Aというところがございます。この回では社会復帰を支える支援者として、新東京総合サービス株式会社の協力雇用主としての活動ということで、取締役の方にご講演をいただいたところがございます。次のページは基礎編のBということで、こちらにつきましては社会復帰を支える支援者として、株式会社生き直しの千葉様からご講演をいただいたところがございます。次のページは応用編第1回目、応用編のCということで、薬物につきましてはの関係でございます。こちらでは東京ダルクさんのダルクホームの施設長さまから、ダルクの取組についてご講演をいただいたところがございます。次のページは応用編の2回目Dということで、こちらもダルクの代表の方なんですけれども、八王子のダルクの代表様からご講演をいただいたところがございます。このようなかたちで少しずつ内容のほうも変化を持たせて、実施させていただいたところがございます。

以上のことをふまえて、こちらの最後のページには研修会を含めました民間支援機関、保護司等民間協力者の支援の強化に向けての課題と、さらなる検討事項について整理をさせていただいております。まず再犯防止の取組を一層推進していくためには、やはり新たな担

い手の確保を進めるとともに、支援に関するノウハウや事例・取組など実践的な内容についても情報発信を積極的に行っていくこと、そうした機会や場を提供させていただくことが必要だというふうに考えております。また、支援に携わる方々が対象者を適切な支援につなげるために、支援者同士のネットワークの構築、連携体制の整備、こちらをより一層強化していく必要があると考えております。こうした課題認識のもと、研修会の開催にあたりましては、再犯防止に関する取組に興味関心がある方を広く募れるよう、広報募集の方法を充実させ、またグループワークやケーススタディ研修等、再犯防止に関する知識や考え方を深め、コミュニケーションが図れるようなプログラム、こういったものを検討していきたいと考えております。

研修会につきましては、さまざまな立場から支援に携わり、専門的な知識や経験をお持ちの方が集う場であり、相互に情報共有を図ることのできる機会であります。コミュニケーションを通じて円滑に支援が行えるようなネットワーク化が図れればと考えておるところでございます。また、支援者でなくても、再犯防止に関心興味のある方に参加していただき、そして参加者のニーズにもこたえながら、結果的に再犯防止に携わる人材、すそ野の増加、広がりにつながるよう努めていきたいと考えております。また、研修会以外の場におきましても、さまざまな現場における支援者の取組や事例等を紹介するとともに、インターネット等さまざまな媒体を活用した情報提供、広報を行っていただきたいと考えておるところでございます。また、当課では犯罪お悩みなんでも相談事業というものを実施しておりまして、万引や暴力行為等の犯罪行為をついついやってしまうご本人、そのご家族、関係者などからの相談を受け付けているところでございます。この相談事業で得られた知見を活用し、対応に関するノウハウの提供等の支援策、こちらにもつなげていきたいと考えているところでございます。他方、民間支援機関、保護司等民間協力者の支援につきましては、庁内の他の部署でも就労・住居の確保、福祉医療などの各分野で民間団体等の協力関係を構築し、取組への必要な支援が行われているものと認識しており、またこのあと説明をいただきます東京保護観察所におかれましても、法律等に基づきつつ特に保護司、更生保護法人等と協力をして、その支援にご尽力をされているところでございます。引き続きこうした状況を勘案しつつ、当本部として必要な協力・支援に向けて、検討を重ねていきたいと考えているところでございます。協議事項1の説明としては以上でございます。

続きまして東京保護観察所次長の北條委員より、保護司への支援についてということでご

説明をいただきます。よろしくお願いいたします。

○北條委員 東京都保護観察所次長の北條と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。
また委員の皆さまには平素から更生保護事業にご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

それでは最初に保護司についてご説明をいたします。保護司は犯罪をした人や非行のある少年の立ち直りを地域で支えるボランティアです。大きな特色としては地域社会で活動し、地域社会の安全・安心に寄与しているところです。その保護司の主な職務は3つほどございます。1つ目は保護観察を受けている人と面接を行い、指導や助言をすることです。保護観察を受けている人とは、家庭裁判所で保護観察に付された少年や、少年院を仮退院となった少年、刑務所から仮釈放になった人や、保護観察付きの執行猶予の判決を受けた人などです。2つ目は刑務所や少年院に入っている人の帰住先の生活環境を調整することです。犯罪や非行の原因として、生活環境が大きな要因を占めていることが少なくないことから、家族や引受人などと会って、円滑な社会復帰ができるよう生活環境の調整を行っています。3つ目は犯罪を予防するために啓発活動を行うことで、犯罪予防活動と呼んでいます。①と②は保護司個人が行う職務ですが、③は主に保護司が所属する保護司会という組織が行う活動です。明日から7月になりますが、7月は社会を明るくする運動の強調月間で、犯罪や非行のない地域社会を築くため、全国的な運動を展開しております。また7月は再犯防止推進法に再犯防止啓発月間と規定されております。

次に保護司の身分ですが、法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員とされています。任期は2年、再任は原則76歳までとされています。また給与は支給されず、職務に応じた費用の全部または一部が実費弁償金として支給されます。非常勤の国家公務員とされていますが、政治的行為の禁止や制限に関する規定は適用されません。保護司については昭和25年に施行されました保護司法に規定されておりました、定数も全国で5万2,500人と規定されております。

続きまして都内の保護司の状況についてご説明いたします。都内の保護司定数は4,375人です。令和3年1月1日現在の保護司人員は3,343人となっておりまして、充足率は76.4%と全国平均を大きく下回っております。またこの充足率は年々低下しておりまして、保護司の減少に歯止めがかからない状況にあります。さらに保護司の年齢構成比をみますと、70歳以上が32%を占めており、これは近い将来3割以上の保護司が退任時期を迎えることを意味し

ておりまして、保護司の適任者確保が喫緊の課題となっております。

そこで次の担当保護司の複数指名をご覧ください。特に必要と認めるときは、保護観察所長は、保護観察対象者などに対して複数の保護司を指名できることになっておりますが、複数指名の経験がある保護司は少ない状況にあります。その結果経験不足や担当経験がないことが保護司の不安材料となったり、さらに早期退任の理由となっております。これらの課題を解消するため、本年6月1日から担当保護司の複数指名を積極的に行うことになりました。これは特段の事情がない限り、委嘱されて4年未満の保護司と、複数指名を希望する保護司は原則複数の保護司を指名するというものです。さらに複数担当する保護司の役割分担を明確にするものです。例えば家族担当の保護司と本人担当の保護司。本人担当の保護司と関係機関担当の保護司と、役割分担を明確化します。また男性の保護観察対象者を女性保護司が一人で担当するのに不安を感じているような場合は、男女の保護司が共同で担当するという複数担当もあります。これらは矯正施設に入所している人の帰住先を調整する生活環境調整事件でも同様です。

続きまして保護観察対象者との面接場所の確保支援をご覧ください。保護司の処遇活動や犯罪予防活動を行う拠点として、保護司会による更生保護サポートセンターの設置を推進し、保護司が自宅以外で面接できる場所を確保する必要があります。ところが更生保護サポートセンターは、保護司や保護観察対象者が住んでいる場所から遠方である、あるいは更生保護サポートセンターが開所していない土日に面接場所として利用したいなどの理由から、サポートセンターでの面接利用は低調となっております。そこで都内33保護司会全てにサポートセンターを設置しておりますが、さらにサテライトとして複数設置し、利便性の向上を図る必要があります。また多くのサポートセンターの開所時間は、平日の昼間が多く、開所時間の見直しを検討する必要もあります。さらに少数ではありますが、借料が発生しているところがあり、その借料を支援しております。またサポートセンター以外にも面接場所を確保するため、市区町村にお願いする予定であります。

続きまして、報告書に係る情報技術の活用についてご説明いたします。まず課題として、保護司は担当している保護観察対象者などの生活状況を、観察所に報告する保護観察経過報告書というものを作成し、毎月郵便で観察所に送っています。その報告書には当然個人情報や保護観察の経過など、秘匿性の高い情報が含まれており、そのため情報セキュリティの懸念などから、パソコンで作成する保護司は少なく、また電子メールでの提出も認められて

おりません。

そこで当庁の業務重点事項にもなっておりますが ICT 化、情報通信技術化を推進しております。現在法務省保護局で仮称ですが、保護司ホームページを開発しており、幾つかの保護司会で試行も行っております。このホームページが完成すれば、セキュリティーをしっかりとしたうえで、作成した報告書をホームページにアップロードし、その後観察官がその報告書をダウンロードすることになります。保護観察所からの連絡もウェブ上でできるようになります。

次のスライドをご覧ください。これは昨年度の実績ですが、リモートによる保護司会、保護司との協議会、さらにリモートによる保護司研修を実施しました。本年度も保護司との会議をリモートで実施しております。

次のスライドをご覧ください。これは東京都保護司会連合会でも、ICT 化の推進を実施しており、ICT 化を担当する保護司を募集しております。

続きまして保護司候補者検討協議会についてご説明いたします。保護司の適任者確保のため、町内会の関係者や自治体の関係者、さらに民生委員など、幅広い分野からなる保護司候補者検討協議会を設置し、保護司適任者確保に努めています。保護司候補者検討協議会は一定の効果がありますが、充足率の低下に歯止めがかからない状況にあります。保護司候補者検討協議会の支援については、コロナ禍ではありますが小さな単位で検討協議会を開催したほうが、適任者の情報収集につながるようです。特に、都内の保護区は規模が大きく、検討協議会を開催しても適任者情報が得にくく、小規模で複数開催する必要があります。また保護司候補者検討協議会は、適任者確保以外にも保護司活動を地域の幅広い分野の方にご理解いただく機会となっております。ただし適任者情報を得る協議会が、保護司推薦の可否を判断する協議会となっているところもあり、改めて協議会の趣旨を周知したいというふうに考えております。またこれは保護司適任者確保の好事例ですが、自治体職員を保護司として委嘱したり、自治体職員を役職指定で保護司として委嘱している保護司会もあります。以上私のほうからの説明は終わらせていただきます。

○都民安全推進課長 ありがとうございます。それではこれまでの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらご発言をお願いしたいと存じます。委員の皆さま、何かございましたら、Teams の挙手機能、この手を挙げるというものですね。もしくは画面で見えるように挙手で、お知らせをお願いいたします。

(宮田委員挙手)

それでは宮田委員よろしく願いをいたします。

○宮田委員 弁護士の宮田でございます。まず研修に関する件ですが、今までの対面での研修のときには、研修が終わったあとに皆さん方と名刺交換などをいたしまして、そのあとも引き続きの連絡を取り合うということ、とくに私は弁護士でございますので、事件の支援についての具体的な相談・依頼をさせていただくようなことができました。オンラインでの開催になりますと、なかなかそういう人間関係の形成が難しいという問題がございます。これはコロナウイルスの感染の拡大が止まってくれることを祈るしかないのかもしれませんが、もうちょっと具体的にそれぞれが知り合う機会があるとよいと思います。先ほどのオンラインの中でもグループワークというのも一つの有効なやり方だと思います。あるいは、発表者以外の参加者それぞれの方に、例えば所属機関のホームページのご紹介をいただくなどして、アクセスができるようになっていると、非常にありがたいと感じました。

研修に関してもう一つございます。興味のある方に来ていただくという東京都のお考えですけれども、犯罪をした人への支援に興味を持っている方を増やす、ということをお考えになるべきなのではないでしょうか。実は保護司会で同僚保護司と雑談をしているときに、「俺はさ、被害者の支援だったらもっとやりたいんだけど犯罪者の支援なんて本当はしたくないんだよね」と言った方がいらっしゃいました。今、「被害者がすごくかわいそうだ。」「犯罪をする人は人間として許せない。」という報道ばかりがされています。「犯罪をした人に対して支援をしなければならない。」「この人たちがいかに今まで生きづらい人であったか」ということを、国民が知らないままにいるゆえに、それに対する協力者が増えないという状況があるかと存じます。研修の範囲に、特にケース報告などが入るような場合には、興味を持ってくださる方を増やすという意味で、テレビや新聞なんか一番安易な方法と思われるかもしれませんが、マスコミの方に来ていただくなど、情報発信力のある方に参加をさせていただいて、一般の方々に発信いただくこともお考えいただくとありがたいなと思いました。

次に保護司への支援の問題でございます。保護観察所のお考えと逆の考えを述べさせていただくことになってしまいます。私は保護司もやっておりますが、社会を明るくする運動の広報活動などをも含めた、保護司会の活動というのが昼間働いている有職者である保護司にとってはものすごく負担になります。私は保護司会の活動が重要でないと申し上げるつもりはかけらもありません。しかしながらそこを強調することで、やりたい人が尻込みしている。

例えば弁護士でも保護司活動に興味がある方もいらっしゃるんですが、説明をしたときに、保護司会の活動もあると言うと「それだったら無理だ」という方もいらっしゃる。ですから有職者の保護司を増やそうということであれば、保護司会の活動ができないことについて場合によっては目をつむる、あるいは研修などについてもウェブで好きな時間に研修が受けられる、あるいは夜間に開催するというような、全く今までとは違った枠組みも考えていただく必要があるのではないかと考えます。

あともう一つ保護司について。活動を一生懸命やればやるほど足が出ます。また、保護司会の会費もお金がないと払えません。費用が支給されるボランティアとはいえ、はっきり言って保護司は出費を伴うボランティアですね。こういう問題もあって、経済的にはあまり恵まれないけれども、非常にやる気のある方は、結構負担なのではないかなと思います。保護司の中には、地域にいる者として、保護観察期間が終わったあともずっと相談に乗り続けている、大変熱心な先輩方が、私の保護区にもおられます。そういう活動に対する支援などについても、何かお考えいただけると大変ありがたいなと思いました。僭越ながら口火を切らせていただきました。どうもありがとうございました。

○都民安全推進課長 宮田委員大変ありがとうございました。前半のご意見につきまして、2点あったのかなというふうに思います。参加者のネットワーク化について、やはりオンライン環境の中でどうやって工夫を凝らしていけるかということのをもう少し考えるということで、こちらにつきましては我々もまさに問題意識を持っておりまして、他方1回あたり100名を超えるような受講者がいる中で、どうやっていくかということについて、引き続き内部で検討を重ねていきたいというふうに考えておるところでございます。前半の2点目、興味ある方に来ていただくというのもいいけれども、興味のある方をむしろ増やしていくということに力を入れてはどうかということだと理解いたしました。

私も実は警察庁からの出向者でございまして、むしろ犯罪をしてしまう方を捕まえる側だったんですけれども、支援につきましては、こちら東京都に着任して初めて勉強し、やはりなかなかちゃんと勉強しないといろいろなことが分かっていかないというところ、改めて認識をしているところでございます。どうしても敷居の高さというのはあるのかなというのは、個人的にも実感しているところでして、マスコミですとか情報発信力のある方を巻き込むなどなどの方法で、むしろ生きづらさを抱えているんだよということについてきちんと周知して、興味ある方を増やしていくということ。どのようにできるかなかなか即答しかねる部分

はございますけれども、きちんと考えていきたいというふうに考えておるところでございます。私からは以上でございますが、北條委員何かございますでしょうか。

○北條委員 2点ほど私もあるかと思うんですが、保護司会のほうの関係ですが、保護司さんが行う活動として大きく分けると2つに分かれるかと思えます。1つは、保護司個人が行う処遇の活動と、もう一つは保護司会、組織が行う組織活動2つあると思うんですが、宮田委員はその保護司の個人の活動が非常に重要だとおっしゃっていると思いますが、まさしくそのとおりだと思いますが、一方で社会を明るくする運動とか、地域の犯罪予防活動とか、保護司組織が行う活動も非常に重要で、この両輪が保護司活動になるのではないかなというふうに思っております。

もう一つは保護司会の会費の関係については、観察所のほうとしてはコメントをなかなかできないと思いますので、貴重なご意見として承りたいと思います。以上です。

○都民安全推進課長 それではほかにご意見ある方、挙手機能等々でお知らせいただければと思います。

(挙手無し)

ほかにご意見等々特にお持ちの方いらっしゃらないということでございますので、それでは次の周知事項に移らせていただきたいと思います。今回、東京矯正管区様、また宮田委員から情報提供をいただいております。順を追ってということでまず東京矯正管区の佐々木委員よりご紹介をお願いいたします。

○佐々木委員 お世話になります。東京矯正管区更生支援企画課長の佐々木と申します。よろしくお願いいたします。日頃から矯正行政にご理解、ご協力いただきまして感謝申し上げます。ありがとうございます。

この場をお借りしまして、1点広報をさせていただきたいと思います。先ほど宮田委員から、再犯防止に係る興味関心がある方を増やすことが大切なのではないかというようなご意見もございました。当管区においては、関東更生支援ネットワークというものを本年の6月2日に立ち上げまして、広く情報共有、情報提供を行っていかうと考え、活動を開始したところであります。内容についてご説明します。まず、東京矯正管区については、関東甲信越それから静岡県 of 矯正施設である、刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所等の指導監督を行っている機関であります。この関東甲信越静岡地域の地域の皆さまを対象に、罪を犯した人を支える人、組織団体をつなぎ情報共有、情報提供を行うネットワークとして立ち上げるこ

といたしました。

このネットワークについては、関東地方更生保護委員会と連携を取りまして、保護と矯正の両側面から、再犯防止に興味関心の持たれた様々な方に対して、ネットワークを通して、再犯防止・更生支援の情報をメルマガ等で配信していこうと企画しております。現時点ですが、更生保護委員会のご協力も得ながら、個人も含め、11団体の加盟を受けており、今後もネットワークの輪を大きくすべく加盟の促進に向けた活動を展開してまいりたいと考えております。まず、今申し上げました更生支援メルマガジンの配信を行う予定としております。また、コロナ禍でありますので、状況を見ながらということになりますが、矯正施設スタディーツアーを今後検討していきたいと考えています。矯正施設のスタディーツアーについては、現地矯正施設と連携を取りながら新型コロナウイルス感染拡大が落ち着く頃合いを見計らいまして、見学ツアーの開催をしていきたいなと思っておりますので、広く参加をご周知いただければと思います。企画の際はよろしく申し上げます。こちらのネットワークのお申し込みですが、東京矯正管区更生支援企画課のメールアドレスに、「参加希望」とご連絡いただければ、ネットワークへの参加として登録させていただきます。QRコードもございます。東京矯正管区のホームページにおいても掲載しておりますのでご覧下さい。広く関係機関の皆さまにも周知していただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。今後東京矯正管区としても、本日のような協議会や、あるいは各地方自治体に可能な限り直接伺い広報を展開したいと考えております。コロナ禍ではございますが、先ほどお話されていたとおり顔の見える関係というのは非常に重要だと考えております。したがって、新型コロナウイルス感染状況を見つつになりますが、各地方自治体の皆さまにおかれましては、当管区から御挨拶で伺わせていただきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願ひいたします。以上でございます。

○都民安全推進課長 ありがとうございます。それでは次に宮田委員よりよろしくお願ひいたします。

○宮田委員 宮田でございます。私どもが弁護活動をしているときや、さまざまな機関の方とお話をするときに、「えっ、弁護士さんってそんなことをやっているんですか」と言われることも多くございますので、こういう機会を頂戴し、大変ありがたいと思っております。弁護士や弁護士会というのは、弁護士法に基づいて活動している、公的なものではあるものの、民間セクターであるということから、今回活動について紹介をさせていただければというこ

とでございます。東京には3つ弁護士会がございますが、それぞれが窓口を開いているもの、また3つの弁護士会が協力をして活動を行っているものがございます。

まず子どもに関する活動です。子どもたちへの相談あるいは啓発などについては、これは子どもたちの非行防止に対して大変役に立つものだと考えております。また被害を受けている子どもたちを早期に救出することにもつながるかと思えます。弁護士会では子どもの法律相談という、子どもに対しての法律相談のダイヤルを設けております。

虐待などの事案については早期の介入が可能になると考えられます。この辺については児童相談所が、今弁護士を常勤あるいは非常勤のかたちで置いたり、相談弁護士がいたりしますので、比較的東京都のほうにも情報が入りやすいところかとは存じます。

もう一つ子どもに関しては、いじめの防止の取組がございます。東京の3つの弁護士会では、それぞれの会が小学生から高校生までの出張授業として、いじめの防止、あるいはいじめの予防という観点からの講義を実施しております。いじめはいじめられる子どもだけではなく傍観する子どもにも心の傷を残します。このような出張講義を東京都にもご認識・ご活用いただければと思います。あと、法教育の中では、いじめ防止の授業だけではなくて、憲法や消費者問題あるいは市民が参加する裁判員裁判などについての教育を行っております。さらに東京弁護士会では、法教育のプログラムの中に少年事件と少年非行を学ぶというかたちで、少年非行の背景や処遇などについての研修を行っております。

次に障害者や高齢者に関する相談です。障害者や高齢者の方たちが、社会から孤立をすることによって犯罪に陥ってしまうことが、最近指摘されてきております。3つの弁護士会が全て障害者や高齢者に対する相談窓口を置いています。障害者や高齢者が虐待などの被害を受けているときへの対応ももちろんございますし、入院している方の退院請求などに関する相談、あるいは介護をめぐる契約の問題など、多岐にわたる相談に対応ができます。なんとか障害者や高齢者の方たちが、犯罪に巻き込まれあるいは犯罪をしてしまうことを防ぐために、我々も少しでも力になればと考えておるところでございます。

今回の問題に最も関係がございますのが、私どもが刑事弁護の中で社会復帰の支援をしている活動でございます。弁護士会では、当番弁護士という制度を設けております。逮捕された人に対して1回の面接は無料で、面会を依頼した人が望めばそのまま弁護人に付くというものでございます。お金がなければ弁護士会で積み立てた被疑者弁護援助基金というものを利用して、依頼した方からはお金を取らないかたちで弁護をすることもしております。また

勾留されたあとには国選弁護人といって、国からのお金で弁護人の費用が出る制度があります。高齢者、障害者といった、特に支援の必要がある方の事件が起きたときには、ある程度専門的な知識を持った弁護士が受任できるように、弁護士に対する研修をし、研修を受けた弁護士がすぐに受任ができるよう名簿を整えるということをしております。そして研修を受けた弁護士だけではなくて、普通に活動している弁護士も弁護の対象となっている被疑者・被告人に障害があるのかないか、障害の可能性に気が付けるように、障害者弁護マニュアルを作成し、当番弁護士のマニュアルの中に、障害者の弁護についてのページを設けるなどして、弁護士がアンテナを高くして、支援の必要な方が刑事手続きの中で見過ごされることのないように活動しようと努力しております。東京地検では検察官が不起訴、これはもう裁判にする必要ないと考える被疑者に対しては、検察官が福祉の支援が必要であると認める場合に、福祉の支援を勧め、福祉との連絡をします。しかしながら、そこから取りこぼれるものがあります。検察官がこれは起訴しなくちゃいけないと思う、あるいは検察官が障害のあることに気付かない等の場合には、私どもが裁判になった被告人に対して、支援のすべを考えなければならないこととなります。

被疑者、被告人の中には、自分に障害があるということに気が付いていない方も多いです。あるいは福祉の受け方が分からないとか、昔福祉事務所に行ったことがあるけれども、けんもほろろに追い出されたので、もう二度と行きたくないという方もいらっしゃいます。そういう意味で、弁護人が障害がある方、福祉の支援の必要がある方に対して、その人のニーズに気が付いて共に活動することは極めて重要だと思っています。ただ私たち弁護士は障害や福祉の専門家ではございませんので、私たちの弁護士会では東京社会福祉士会、東京都精神保健福祉協会と連携して、福祉の架橋が必要な方について、福祉の専門職の方に共に動いていただき、更生支援計画という、その方がこれからどういようにすれば更生することができるのかを記載したロードマップを作成していただく活動をしております。弁護人である私たちと共に、福祉職の方たちが被疑者・被告人に面会をする、そしてさまざまな資料を集めて更生支援計画を作り、裁判所に提出する。そしてそれに基づいて裁判官が判断する。さらにはその更生支援計画を、保護観察所に引き継ぎ、あるいはその方が残念ながら言うべきかどうか分かりませんが、刑務所に行ってしまった場合には刑務所にその更生支援計画を引き継ぐ。さらには社会から出てきたときに、その方が福祉支援を受ける自治体や福祉施設に、計画を引き継ぐということも、今まだ試行段階ではあるものの、実施しております。一方対

応いただいている精神保健福祉協会や社会福祉士会では、司法福祉委員会という組織を作りまして、福祉の専門職に司法についてもっと知識を持っていただく、あるいは弁護士と一緒に活動するためにどんなことを考えなければならないのか、刑事事件になっている方について特別に配慮すべきことはどんなことなのか等について、研修を行って、活動のブラッシュアップを図っています。そして弁護士も、社会福祉士の方たちも、判決のあと、処分されたあとにもさらなる支援の活動に取り組んでおります。なお、弁護士の活動としては、弁護士会を通じての活動もごさいますけれども弁護士の個人のグループがしている活動もごさいます。あるいは社会福祉士の方でも、自分たちのグループの中で、犯罪をした人のための電話相談、そしてそのあとの同行支援を行っているような事業者もごさいます。詳しくは資料をご覧くださいいただければと存じます。

薬物依存については、今は、本人の自覚のなさではなく、病気であることが認識されるようになりましたので、弁護士が病院への入院や通院を促し、あるいは自助グループという薬物から立ち直った人たちの、あるいは立ち直ろうとしている人たちのグループにつなげて、仲間同士でのカウンセリングをしていくことにつなげていっています。私ども弁護士がやる場合もありますし、福祉職の方との連携の中で、福祉職の方たちが、「お金がないからそんなところ行きたくないよ」という人たちに、「だったらあなた生活保護という手段があるよ」とか、「精神に障害があるということで、自立支援医療を受けられるよ」などと指導して、きちんと医療につなげていく活動もしております。

事案によっては、家族が薬物依存を強める役割を果たしている場合もありますので、家族がいれば家族の元に返すという今のやり方が正しいとは限らない。家族に問題がありそうな方については、例えば保釈とって、裁判を待っている間にとりあえず釈放してもらうという制度がありますので、その期間から入院をしていただく、ダルクでの活動に参加していただくことをして、さらにそのあとダルクなどの自助グループその他を利用して、家族の元に帰らずに自立をさせるような活動もしております。弁護士が判決のあとも関わることは、特にこういう薬物事件では増えております。

薬物事件等よりも、もっと重い事件ではなおさらですけれども、社会に誰も待っている人がいない状態で刑務所での時間を過ごすことは、とてもつらいことです。私ども弁護士や福祉職の方などが、刑務所にいる間に文通を続ける。それだけでも刑務所にいる人にとっては大きな支えになると聞いております。そうすると刑務所から、「刑務所を出るときの調整につ

いてちょっと手伝ってくれないか」というご連絡をいただいたり、あるいは保護観察所のほうからご連絡を頂戴することもございます。

ただ弁護士の活動については、弁護士の手弁当、持ち出しの活動ということが多いです。特に処分のあと、判決のあとということになりますと、弁護人ですらありません。国選弁護人は勾留されている間しか国選弁護人の地位がないので、釈放されてしまうともう弁護人じゃないんです。そうすると国からの費用は出ません。元々国から出る費用はとても安いんですが、判決のあとには完全な手弁当で関わらなければなりません。愛知県や兵庫県では弁護士会がそういう活動について支援しておりまして、東京でも検討中なのでございますけれども、費用的な問題があるために、弁護士全体に理解が進まない面もあることをご理解いただければと思います。また福祉職の方のほうが適切に出口支援に関われるケースも多いのですが、今福祉職に対してお支払いする費用が国から全く出ないものですから、弁護士会のほうで支援しているという状況でございますけれども、支援の金額が非常に貧しくて、また弁護をしている最中だけということでございます。判決のあとも手弁当でお付き合いいただいている社会福祉の先生に対しては、本当に頭が下がるというか、ありがたいなと思っているところでございます。けれども、ここをなんとか打開しなければならないなと考えているところでございます。

大変雑ぱくではございましたが、弁護士会における再犯防止に関わるような活動について、駆け足で説明をさせていただきました。以上です。

○都民安全推進課長 宮田委員、大変詳細にわたるご説明ありがとうございました。それでは先ほどの周知事項含めまして、またご質問等ございますでしょうか。何かございましたら Teams の挙手機能、もしくは画面越しにこういうかたちで挙手をしてお知らせをいただければと思います。

(伊藤委員挙手)

それでは伊藤委員よろしく願いをいたします。

○伊藤委員 ご説明ありがとうございました。上智大学の伊藤です。質問が2点ほどあります。関東更生支援ネットワークが、今年の6月からスタートしたというお話を伺いました。初めて伺いましたが、これは現時点ではイベントの紹介、それからいろんなツアーの案内をするというようなことでよろしいですか。将来的にどういうふうにご利用されていくのか関心を持ちました。今後の展開の仕方を教えてください。

○都民安全推進課長 ありがとうございます。関東更生支援ネットワークの今後の展開の在り方についてどうお考えかということで、それでは矯正管区の佐々木委員、よろしく願いいたします。

○佐々木委員 伊藤委員、ありがとうございます。東京矯正管区の佐々木でございます。関東更生支援ネットワークの今後の展開ということでございますが、一応、第一段階ではあります。興味関心をお持ちいただいた方々については、更生支援に関する情報について、このメールマガジン等に載せ配信していきたいと考えております。いろいろな方々に、間口を広く会員を募集しているところでございます。そのため、保護司の先生方もいらっしゃれば、帰住先を支援している団体等も登録が始まったところですので、せっきくのネットワークでございますので、例えば情報発信だけではなく、ケースに応じた支援の在り方をこちらからご相談させていただくような双方向のかたちのネットワークとして展開することも考えられるところですので。今のところ、どのような団体が登録していただけるのか未知数なところでもございますので、ある程度登録がでてきた段階で様々な展開に移行できればなというふうに考えております。

○伊藤委員 ありがとうございます。矯正と保護が連携しているネットについて、私は大学の教員でしたから、若い人も巻き込んでいただけたらと思います。BBSも考えておられるのかもしれないですけど、若者を巻き込むことを考えていただけたらと思っています。

もう一つは宮田委員への質問です。弁護士活動を詳しくご説明いただきましてありがとうございました。弁護士の先生方が広範囲に活動されて、特に処分後の支援が手弁当になってしまうというようなことも伺って、弁護士さんがご苦労されていることがよく分かりました。私が関心を持ったのは、最初のほうのご説明で、子どもに関する活動とか、いじめの防止をやっておられるということでした。ちょっと話が広がってしまうかもしれないのですが、今考えていることがあります。それは何かと申しますと、私被害者支援のことも携わっており、最近何う話の中に、小さい頃に性被害を受けている方が結構おられるということがあります。それも特に例えば幼稚園のときとか、小学校の低学年のときに先生とか保育士さんから性被害を受けていて、それをずっと閉じ込めていて、いざ気が付いて自分は性暴力を受けていたんだと訴えようとしていても、時効があったり、いろいろまた壁があり、一層大人になって傷つくというような現状があります。そういう問題によりやく光が当たるようになってきて、これは社会全体でもっと認識して取り組まなければいけない問題だと思っています。

特に再犯防止という観点から考えると、性犯罪する人たちは意外と軽い気持ちで何度もやっているという場合が多いように思います。ですので、性犯罪のインパクトの大きさ、ダメージの大きさについて、もっと社会的認知が欲しいと思っています。弁護士さんも加わって活動していただきたいし、自治体とか関連団体の皆さんたちもこういう問題にもっと気付いてほしいと思います。再犯防止にも当然つながることで、問題意識として持っているので、宮田委員がどうお考えか伺いたいと思いました。よろしくお願いします。

○宮田委員 私は実は国の性犯罪の刑事法に関する検討会の委員に入っておりますので、時効の議論その他に加わっております。ただ時効についても、どういう方法でやるのか、子どものときの時効を止めるのか、あるいは成人してから進むようにするのか、さまざまな手法があるので、今後、法制審でどういう方向になっていくのか、どういう結論になるのかはまだ見えません。子どもの性被害に関しては、子どもへの性加害が許せないものだという事はもちろんですが、性被害を防ぐためには、子どもに対する性教育も必要なのではないかと、いうことがまず一つ考えられるかと思えます。ビキニゾーンの大事なところに他人に触らせない、他人から触られたらそれは被害なんだということを、小さなときからきちんと子どもたちに教えてあげることが大事なのかなと考えております。性の問題に関しては、議論をすることや子どもに知識を与えることを避ける傾向がありましたが、これだけ誤った情報が氾濫している世の中では、教育なしに子どもたちが危害から逃れられることはできないのではないかと考えております。

伊藤先生からは、子どもの性被害についての認識を、弁護士会のほうでと持つべきだというご意見がありましたけれども、検討会では被害者側の委員として弁護士も2人参加しております。また子どもに関する活動をしている委員会は、昔は少年法に関する加害した少年の問題が中心だったのですが、今は子どもの権利の委員会あるいは子どもに関する法律の委員会というふうに名前を変え、虐待の問題についても取り組んでいます。ですから、弁護士会は、子どもの性被害の問題についても、一つの大きなテーマとして考えております。性被害の場合には、親からの被害が分かった場合には、親との分離あるいは場合によっては親権を停止しなければいけない、深刻な事態である場合もあるかと思えます。先生や保育士さんの場合だとまたちょっと違う問題がございますけれども、少なくとも家庭の養育環境に関して言うならば、子どもの代理人の制度なども家庭裁判所にできましたので、そういうものを活用して、少なくとも被害の分かった子どもたちに対して、早期に環境を大きく変えられるに

私たち弁護士は動かなければならないと思っております。

それから性加害の問題です。性加害の問題については、被害を軽く考えており、「だって向こうも喜んでいたじゃないか」という弁解が出るということがございます。ですから性加害を認めている場合に、いかにそれが罪深いことであるかをきちんと教える必要があります。またそういう方たちがなぜそういう考えに立ち至っているかも考える必要があります。同じような被害にあっているから、同じような被害を見ているからという場合もございます。ですからそういう人たちに対する教育をいかに行っていくかだけではなくて治療も必要になります。子どもを加害する場合には、ペドフィリアとしての治療が必要な場合が非常に多いかと思いますが、ペドフィリアの治療をきちんとやってくれる病院が必ずしも多くございません。ですからそういう治療を受けられる場所をきちんと確保する。そしてそのような治療を受けることに対して、薬物依存に対してさまざまな支援があるように、性加害に対してもきちんと支援をしてそこから立ち直れる体制を作ることが、大事だと思っております。

あと、性犯罪者ってまず家族から見放されちゃうんですね。殺人した夫を待ってくれる妻はいるんだけど、レイプ事件を起こした夫を待ってくれる妻はめったになくて、家族がいなくてなおかつ被害者は絶対出てくるなど言っているために仮釈放も付きません。刑を重くするんだったら、きちんと仮釈放をして、社会の中で立ち直る機会を与えるべきだと思うのですが、その辺のところは法律の改正と連動して意識をされていないという問題は非常に深刻だと思っております。再犯の防止の観点からはその辺のところをどうしたらいいのか。そういう人でも受け入れるような機関をどうやって作るのか。更生保護施設は、近隣の人たちから迷惑施設扱いされて、近隣の人たちと性犯罪者は入れない、放火犯人は入れない、殺人犯は入れない等と約束しているところ結構あるんですね。そういう意味で刑務所から出たあとの行き先の確保がすごく難しい。そういう人たちの行き場を確保して、なおかつ仕事をちゃんと確保する。性犯罪者は再就職がすごく難しいものですから、その辺りをどうするかという問題なども考えなければならぬと思います。

○伊藤委員 ありがとうございます。

○都民安全推進課長 よろしいでしょうか。大変興味深いご議論ありがとうございます。それではほかに何かございましたら、また挙手をお願いいたします。

(東京都社会福祉協議会 森委員挙手)

それでは東京都社会福祉協議会森委員、お願いいたします。

○森委員 東京都社会福祉協議会の地域福祉部の森と申します。貴重な報告いただきましてありがとうございます。本当に感想めいたことになってしまうんですけど、特に高齢者、障害者の支援というところで、私ども区市町村の社会福祉協議会含めて、弁護士会さんとも連携させていただいて、福祉職にとって支援を進めるにあたって、犯罪歴のある方が自立をされていくときに、もう一度繰り返すことに対して非常に不安感がある中で、弁護士さんとか医療との連携というのがもっともっと地域の中では欠かせないなというふうに思っておりますので、こういった取組を拝聴できてよかったかと思っております。もう一つ詳しく存じあげてなかったんですけど、子どものための法律相談もそんなに熱心にやられているんだなということを知られたのはよかったかなと思っております。特にコロナ禍で地域福祉活動の中で感じておりますのが、非常に子どもたちが親以外の大人と接する機会が、コロナが長引く中で非常に減っております、その中で何か家族の中であったときに、相談できる学校にもオンラインで行けないという子たちもいるかと思っておりますので、そういった中でこういった子どもにとってよりどころというところがあるのは、やはり重要だと思いますし、今回広報・啓発ということがテーマでしたので、より多くの子どもたちにこういった法律相談の存在を知らせていく必要があるかなというふうに思いました。感想めいたことですがよろしくお願いたします。ありがとうございます。

○都民安全推進課長 ありがとうございます。それではそのほかございましたら、挙手のほうをお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは時間もございますので、締めくくりということでさせていただきます。本日の協議事項につきまして、委員の皆さまより貴重なご意見等賜り誠にありがとうございました。また、今回は民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等を議題として議論させていただきましたが、再犯防止に係る民間協力者の方々は多くいらっしゃる、さまざまな立場で活動していらっしゃいます。今回触れた支援や取組等に関しては、ごく一部なのかもしれませんが、本協議会を通じて情報交換を積み重ね、再犯防止等の推進につながるように今後取り組んでいきたいと考えております。

本日の議事につきましては、後日皆さまに議事録というかたちでお送りをして、内容ご確認をしていただいたのち公表させていただこうと考えております。次回第2回につきましては、7月下旬から8月上旬ということで調整させていただこうと考えておりますが、日程等に関しましては、皆さまのほうに改めて事務方からご連絡をさせていただこうと考えており

ます。以上をもちまして、令和3年度第1回東京都再犯防止推進協議会実務者会議閉会とさせていただきます。本日はご出席をいただき誠にありがとうございました。

午前 11 時 41 分閉会